

会 員 規 程

昭和 27 年 7 月 18 日	決 定	昭和 60 年 3 月 13 日	一部改正
昭和 28 年 7 月 26 日	一部改正	昭和 61 年 3 月 20 日	同 上
昭和 40 年 3 月 13 日	全文改正	昭和 62 年 2 月 3 日	同 上
昭和 42 年 3 月 10 日	一部改正	昭和 62 年 3 月 13 日	同 上
昭和 43 年 3 月 29 日	同 上	平成元年 5 月 25 日	同 上
昭和 44 年 3 月 13 日	同 上	平成 2 年 3 月 13 日	同 上
昭和 48 年 1 月 12 日	同 上	平成 9 年 3 月 7 日	同 上
昭和 48 年 3 月 9 日	同 上	平成 12 年 3 月 15 日	同 上
昭和 50 年 3 月 13 日	同 上	平成 13 年 5 月 23 日	同 上
昭和 51 年 3 月 24 日	同 上	平成 14 年 12 月 13 日	同 上
昭和 52 年 3 月 8 日	同 上	平成 18 年 3 月 17 日	同 上
昭和 54 年 3 月 9 日	同 上	平成 19 年 3 月 13 日	同 上
昭和 57 年 3 月 25 日	同 上	平成 26 年 3 月 18 日	同 上
昭和 59 年 3 月 28 日	同 上	平成 28 年 3 月 11 日	同 上

第 1 条 本会の会員を次のように区分する。

第 1 種会員 市町村社会福祉協議会。ただし、政令指定都市社会福祉協議会を除く。

第 2 種会員 社会福祉施設，社会福祉事業等の事業所及び社会福祉施設，社会福祉事業等を経営する法人

第 3 種会員 民生委員，ボランティアの代表，市民活動団体・組織及び社会福祉関係の団体

第 4 種会員 社会福祉関係公務員及び学識経験者

第 5 種会員 政令指定都市社会福祉協議会

第 2 条 第 1 条に定める正会員のほか，特に本会の趣旨に賛同するものを賛助会員とすることができる。

第 3 条 第 1 種会員は，当然に会員となる。

第 4 条 第 2 種会員は，入会を申し込みかつ会長の承認を得て会員となる。

第 5 条 第 3 種会員は，次の各号に定めるところにより会員とする。

(1) 民生委員代表は，民生委員の改選期毎に，北海道民生委員児童委員連盟会長が推薦する。ただし，道内全ての民生児童委員は会員権行使者とする。

(2) ボランティア代表は，2 年毎に 1 4 振興局管内より 2 名ずつ（政令指定都市・中核市を含む管内は 3 名）選出するものとする。

(3) 市民活動団体・組織及び社会福祉関係の団体は、会長の承認を得て
会員となる。

2 第3種会員に欠員を生じたときは、前項各号の例により推薦又は選
出された後任者をもって充てる。

第6条 第4種会員は、理事会の定める範囲に従い、会長が委嘱する。

第7条 団体、施設及び法人は、その代表者をもって会員権行使者とする。た
だし、必要があるときは、代表者以外の者を会員権行使者として届け出
ることができる。

第8条 会員は、次の各号に該当するときは退会したものとする。

(1) 第2種会員が解散もしくは廃止したとき、退会を届け出たとき、ま
たは3年以上会費を滞納したとき。

(2) 第3種会員及び第4種会員が、その地位を失い、または死亡したと
き。

第9条 会費は、第1種会員、第2種会員、第3種会員（民生委員及びボランテ
ィア代表を除く）、第5種会員から徴収するものとし、その年額は次のと
おりとする。

(1) 市町村社会福祉協議会

会費は世帯割（前年3月末日現在の基準世帯数をもって算出）、均等
割等を勘案して算定し、その額は別に定める。

ただし、1,000円未満の端数は4捨5入する。

なお、政令指定都市社会福祉協議会の会費は定額とし別に定める。

(2) 団 体 5,000円

(3) 社会福祉施設及び社会福祉施設を運営する社会福祉法人等

社会福祉施設の会費は、定員（当該年度4月1日現在）をもって算
定し、その額は別に定める。社会福祉法人等の会費は5,000円とする。

2 賛助会費は年額1口10,000円とする。

3 会費の納期は、毎年9月末日までとする。

第10条 前条会費とは別に、市町村社会福祉協議会から負担金を徴収するもの
とし、その額は別に定める。

附 則

この規程は、昭和27年7月18日から施行する。

附 則

この規程は、昭和28年7月26日から施行する。

附 則

この規程は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 62 年 2 月 3 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 14 年 12 月 13 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

会 費 算 定 基 準

1 北海道社会福祉協議会会員規程第9条に規定する第1種会員及び第2種会員、第5種会員の会費の算定は以下の基準による。

2 第1種会員である市町村社会福祉協議会の会費は、以下の世帯割、均等割の合計額とする。

(1) 世帯割 基準世帯数（前年3月末現在の世帯数から同日における生活保護世帯数及び自衛隊営内居住世帯数を除いた世帯）に14円を乗じた額とする。ただし、1,000円未満の端数は四捨五入する。

(2) 均等割 町村 1町村当 35,000円
市 前年3月末現在の人口により以下のとおりとする。

2万人以下	50,000円
2～3万人以下	80,000円
3～5万人以下	110,000円
5～10万人以下	170,000円
10～20万人以下	230,000円
20万人以上	320,000円

※ただし、人口10万人以上の市町村社会福祉協議会の会費については、会費算定基準に関わらず、次の金額を上限とする。

10万人以上～20万人未満	1,000,000円
20万人以上	1,500,000円
中核市	1,700,000円

3 第2種会員である社会福祉施設の会費は、当該年度の4月1日現在の施設定員により以下の額とする。ただし、4月2日以降に会員となった施設については、その時点の定員により算定する。

(1) 入所及び通所施設（下記(2)及び(3)を除く）

定員	50人以下	9,300円
	51～100人以下	15,600円
	101～150人以下	23,400円
	151～200人以下	31,200円
	201～300人以下	46,800円
	301～400人以下	62,400円
	401人以上	78,000円

※母子生活支援施設については、世帯数とする。

(2) 認可保育所（子育て支援センター含む）、へきち保育所、季節保育所、認定こども園（幼保連携型、保育所型に限る）、小規模保育事業のうち保

育士有資格者が保育従事者の1/2以上を占める事業者

定員	60人以下	3,100円
	61～90人以下	4,600円
	91～120人以下	6,200円
	121～150人以下	7,800円
	151人以上	9,300円

※認可保育所については、利用定員とする。

※認定こども園については、その施設を利用している子ども
のうち2号認定及び3号認定の実人数とする。

(3) 通所介護事業所 9,300円

4 第5種会員である政令指定都市社会福祉協議会の会費額を年2,300,000円とする。

5 この算定基準は、平成19年4月1日から施行する。

この算定基準は、平成21年4月1日に遡って施行する。

この算定基準は、平成27年4月1日に遡って施行する。

負 担 金 算 定 基 準

- 1 北海道社会福祉協議会会員規程第 10 条に規定する負担金の算定基準を以下のとおりとする。
- 2 市町村社会福祉協議会においては以下により算定する。
 - (1) 世帯割 上記基準世帯数に 10 円を乗じた額とする。ただし、1 万世帯を上限とし、1,000 円未満の端数は四捨五入する。
 - (2) 均等割 1 市町村当り 5 万円とする。ただし、世帯数 5 万以上の市は 3 万円を加算する。
- 3 この算定基準は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。